

# 決算公告

## 第46期

自 平成19年4月 1日  
至 平成20年3月31日

株式会社 創芸

# 貸借対照表

平成20年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,240,568</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,577,096</b>
現金及び預金	1,990,336	支払手形	1,369,852
受取手形	102,507	買掛金	4,002,009
売掛金	3,995,144	短期借入金	500,000
仕掛品	30,990	1年以内償還社債	36,000
前払費用	44,971	未払金	138,275
短期貸付金	70,000	未払費用	26,754
その他	7,767	未払法人税等	11,933
貸倒引当金	△ 1,150	前受金	32,755
		預り金	21,968
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,280,211</b>	賞与引当金	154,941
<b>有形固定資産</b>	<b>46,107</b>	事業再構築引当金	119,245
建物	42,521	未払消費税等	157,882
機械装置	0	その他	5,476
器具及び備品	3,585		
土地	0	<b>固 定 負 債</b>	<b>932,966</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>18,509</b>	社債	400,000
ソフトウェア	18,509	退職給付引当金	472,748
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,215,595</b>	その他	60,217
投資有価証券	60,411		
出資金	800	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,510,062</b>
長期貸付金	2,565	<b>純 資 産 の 部</b>	
破産更生債権等	14,106	<b>株 主 資 本</b>	<b>25,140</b>
長期預金	605,400	<b>資 本 金</b>	<b>100,000</b>
敷金	330,583	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△ 74,859</b>
差入保証金	170,585	その他利益剰余金	△ 74,859
その他	45,250		
貸倒引当金	△ 14,106	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△ 14,422</b>
		その他有価証券評価差額金	△ 14,422
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,717</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,520,780</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>7,520,780</b>

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
  - (2) その他有価証券
    - ① 時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)によっております。
    - ② 時価のないもの  
移動平均法による原価法によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法によっております。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
仕掛品  
個別法による原価法によっております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)は、定額法によっております。
  - (2) 無形固定資産  
定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。  
数理計算上の差異につきましては、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (1) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
  - (2) ヘッジ会計の処理方法  
特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
  - (3) 消費税等の会計処理方法  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。